

1人の首切りも許さない

N関労東 2018.1 No79

東日本NTT関連合同労働組合

東京都千代田区神田司町2-15-9 武蔵野ビル2階 NPO法人労働相談室内
TEL (03) 6273-7115 FAX (03) 5577-7263
E-mail info@n-kanrou.com http://www.n-kanrou.com

■発行責任者: 奥山 信義 ■編集責任者: 田原 博

組織いじりて職場は混乱

作業手順も不明なままに業務集約形だけの研修 II あとは社員に丸投げ

NTT東日本・南関東会社は、法人営業とオフィス営業の統合に伴い、昨年7月以降、各県の業務を東京等に集約しました(表1)。ところが、多くの社員の業務が変更になるにも関わらず、業務内容の説明すら不十分で、多くの「見切り発車」でした。さらに、業務集約直後にSO依頼を行うシステムを全面更改、研修も1時間だけというスサンなもので、集約から半年が経過した今も混乱が続いています。

表1: SO投入業務などの職場集約

各業務	エリア	集約先ビル名
AMS	東京23区	霞が関
	多摩・山梨	国分寺
	神奈川	品川TWIN
	千葉	霞が関
SO投入	東京	田端テクノ
	神奈川	新保土谷
	千葉	田端テクノ
	茨城	田端テクノ
PRIME	神奈川	NS王子
	千葉	
	茨城	

NTTは、おおよそ3年ごとに大掛かりな組織見直しや業務集約を繰り返してきました。こうした、組織変更の多さは成果主義の弊害と指摘するのは、富士通の人事担当として、成果主義導入直後から運営に携わっていた城繁幸さん。その著書

頻繁な組織見直しは成果主義制度の弊害か

「組織変更の多さは異常だ。その理由は、『組織体制の見直し』という個人目



そのなかには、名称を数文字つけ足したり、数文字削ったりすだけという全く

「内側から見た富士通一成果主義の崩壊」は、次のように指摘しています。

標を掲げる管理者が各事業部や本部にたむろしているからだ。

意味のないものもあった。年俸1200万円の発案者にとつては壮大な目標だった」と。
NTTは業績・成果をあげると口やかましく言うが、組織や業務見直しによる、業務の混乱と社員の退職による損失等々について責任をとったことはありません。

誠実に対応せよ

昨年末の交渉で「仕事が

- ① 連絡体制の不備、仕事上での問い合わせ先もわからない。
- ② 各県での仕事の手順等が異なっており、調整を行いつつながら依頼しなければならず、時間がかる。
- ③ 事前の研修等が十分に行われず、ある部署では業務に精通している人がいない。聞きながら手探り

業務集約により多くの社員の業務が変更になったにもかかわらず、業務内容の説明や事前研修等も十分に行われませんでした。集約後の実情は以下の通りです。

準備なき業務集約後は野となれ山となれ

無計画なシステムの更改が混乱に拍車

このように事前の研修や仕事の手順等の取り決めも大変不十分なままに、集約が行われました。さらには集約直後に、オーダー依頼用のシステムを全面更改したことで、業務はさらに混乱しました。

会社は失敗を認め責任を果し、今後には生かせ

「会社は甘い、この集約は失敗だった」。「集約とシステム更改を

旧システムと操作方法は全く違うのに、並列の運用は行わず旧システムは廃止。研修は形だけで、①当初は「半角・全角」キーの切替え方法もわからない。②全角文字を半角で入力するとAMSに送付できない。

③ 端末増減の一括反映が新システムではできない等、質問があってもヘルプデスクは繋がらず、基本的な画面操作は手探り状態です。おまけに午後になると端末の動きが鈍くなり、作業がなかなか進みません。

あなたの悩みを一緒に解決します

- こんなことはありませんか
- 突然解雇を告げられた
- 残業代がもらえない
- セクハラ、パワハラを受けた
- 労働時間が延長された
- 有給休暇がもらえない
- 賃金の支払が遅れている など

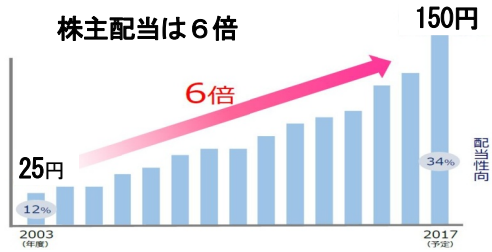
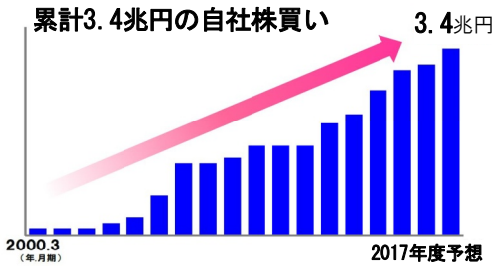
秘密厳守
労働相談ほっとライン
03-6806-0255

NTTの余剰資金は膨大です N関労に入って 目指そう大幅賃上げ

自社株買い5年で
1兆3千億円

NTTは、9兆円超の内部留保の他にも、巨額の利益を株式会社に集中させてきました。

その一例が、「株主還元」と称しての自社株買いです。その額は累計3兆4千億円にも達しようとしています（左図）。ここ5年間の自社株買いだけでも1兆3千億円超にもほり、18年度も2千億円近い自社株買いが予定されています。



の6倍になりました（左図）。

株主偏重の経営を 改めさせよう

しかし、労働者にはこの4年間、低額で差別的な賃上げをただけです。いや、むしろ処遇体系の見直しでは「暫定手当」「地域加算手当」等がなくなり月額6万円程度の減額となった社員もいます。さらに、500円の日帰り手当もなくなりました。また、60歳超えなどの非正規労働者には、賃上

映画紹介 58

1981年、韓国で全斗煥軍事独裁政権下で逮捕された学生や社会活動家など22名が有害書籍を閲覧し不法集会を組織した罪で逮捕、拘束される釜林事件が起きます。のちに、国家の捏造による冤罪事件であったことが明らかになります。

この作品は、この冤罪事件にたった一人で立ち向かい正義を貫き通した弁護士姿が描かれます。

弁護士

ヤン・ウソク監督 2016年

その弁護士は、韓国第16代大統領盧武鉉(ノ・ムヒョン)です。劇中ではウソクという弁護士として描かれますが、裕福ではない家庭に生まれた彼は、大人気喜劇のように描かれます。

学へも進学できず独学で29歳の時に司法試験に合格し、裁判官になります。その後、金儲けのために弁護士に転身、登記や不動産、租税関連の訴訟を専門に

弁護士

ところが、若い頃世話になった食堂の息子が国家保安法違反で逮捕され「赤色分子」という濡れ衣を着せられ、拷問によって自白を強いられるという状況

に怒りを覚え弁護を引き受ける後半は、手に汗握るサスペンス。軍や警察の裏工作と対峙し無実を立証していく法廷場面は第一級の社会派ドラマ、前半の雰囲気と全く違う息詰まる物語の展開となり、見ごたえたっぷり作品に仕上がっています。

日本も昨年6月、「共謀罪」法が強行採決されました。この作品に起こったことは他国のことではなく、私たちの国でも起こりうるということを思い起こさせます。

(み)

かしくはありませんか。18春闘は、そうした経営者の横暴を許さない絶好の機会です。

N関労に入って、NTTに自社株買いなどの「株主偏重」を転換させ、労働者への大幅賃上げと非正規労働者の正社員化等を実現させましょう。

非正規も病休の有給化を 正社員との格差は違法!! 地裁判決

東京地裁は昨年9月、日本郵便会社に対して、①年末年始手当②住居手当③夏期・冬期休暇④病気休暇を時給制契約社員に保障しない会社の措置

は労働契約法20条に違反するものであり、手当を支給について不法行為が成立するとして、会社に対し損害賠償を命じる判決をだしました。

表2: 60歳超え契約社員の労働条件比較

	フルタイム		週4日
	月給制	時給制	勤務以下
創立記念日	○	×	×
週休変更手当	○	×	×
外勤手当	○	○	×
サボート手当	○	○	×
年金特別措置	○	○	×
シニアドック	○	×	×
夏季休暇(3日)	○	×	×

とくに、病気休暇については、「労働者の健康保持のための制度」「正社員と時給制契約社員との相違は」違法と認定しました。

NTTとの交渉では、この地裁判決をもとに、60歳超えなどの契約社員

の「病気休暇の有給化は、春闘アンケート結果からも要望が多い。制度化をするように」と迫りました。また、表2の格差について、是正するよう要求

を行いました。

しかし、会社は係争中として不誠実な答えに終始しました。職場から一人ひとりが声を上げて、要求の実現を勝ち取っていきましょう。